

各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者 様
(岐阜市所管の施設等を含む。)

岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部長

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく施設（障害児通所支援事業所）の
使用制限等の協力要請等について

この度、新型コロナウイルス感染症の発生状況に鑑み、新型インフルエンザ等対策
特別措置法（以下、「特措法」という。）に基づき、岐阜県を含む全国を対象区域と
した緊急事態宣言が発出されました。

岐阜県としてもこのような状況を踏まえ、県下全域を対象とし、5月6日までの間、
県民の皆様に対し特措法第45条第1項に基づく徹底した外出自粛の要請をするとな
ども、事業者の皆様に対し特措法第24条第9項に基づき4月18日（土）から5月6
日（水）の間、施設の使用制限等の協力要請等を行います。

については、県内の障害児通所支援事業所におかれましては、下記によりご対応いた
だきますようお願いいたします。

記

1 要請期間

令和2年4月18日（土）から5月6日（水）まで

2 要請内容

令和2年4月10日付け障第101号「岐阜県における「新型コロナウイルス感染症非
常事態宣言」に係る障害児通所支援事業所への休業の要請について」にて、県から
障害児通所支援事業所に対して要請している内容によることとなります。

| | | | |
|--------|--|-----|---------|
| 所 属 | 岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係 | | |
| 係 長 | 奥 村 | 担 当 | 山 中・岩 垣 |
| 電 話 | 058-272-1111 内 2615・2616 | | |
| F A X | 058-278-2643 | | |
| E-mail | c11226@pref.gifu.lg.jp | | |

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）

第三章 新型インフルエンザ等の発生時における措置

中略

（都道府県対策本部長の権限）

第二十四条 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該都道府県及び関係市町村並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うことができる。

中略

9 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、公私の団体又は個人に対し、その区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な協力の要請をすることができる。